

前文

<修正案 v3>

この利用規約は、choco っと掲示板運営委員会が運営する掲示板サービス「choco っと掲示板」の利用条件を定めるものです。~~以下、本規約において「以下」の用語を使用します。~~

<修正案 v3 のポイント>

①用語の定義を別条(新・第 1 条)に切出し、前文をシンプルに修正。

<修正案 v2 のポイント>

①その他（他に何かあれば）でアカメさんとこーへいさんが指摘の「以下「●●」といいますを、冒頭に規約に使用する用語として定義」を反映。

<原案 v1>

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、choco っと掲示板（以下、「本サイト」といいます。）の利用条件を定めるものです。登録ユーザーの皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

<修正案 v3>

第 1 条（定義）

この利用規約では、以下の用語を使用します。

「本サイト」とは、choco っと掲示板のことをいいます。

「本規約」とは、本サイトの利用規約のことをいいます。

「個別規約」とは、本規約以外で本サイトの利用ルール等を定めた規約のことをいいます。

「ゲストユーザー」とは、ユーザー登録を行わないで、本サイトを利用する個人のことをいいます。

「登録ユーザー」とは、第 2 条に規定した手続きにより申請を行い、運営委員会が承認した個人のことをいいます。

「ユーザー」とは、ゲストユーザー、及び登録ユーザーの総称のことをいいます。

「運営委員会」とは、本サイトを管理運営する団体のことをいいます。

<修正案 v3 のポイント>

①修正案 v2 にあった用語の定義を新しい第 1 条に切出し、「この利用規約では、以下の用語を使用します。」を追記。

<修正案 v3>

第2条（適用）

本規約は、ユーザーの本サイト利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。ユーザーは、本サイトを閲覧、投稿等の利用をすることで、本規約を理解し承諾したものとみなします。

ユーザーが未成年者である場合には、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、本サイトを利用するものとします。

運営委員会は本サイトに関し、本規約の他に、本サイト利用にあたっての個別規約を定めることがあります。これら個別規約はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の内容が、前項の個別規約の内容と矛盾する場合には、個別規約において特段の定めが無い限り、個別規約の内容が優先されるものとします。

第12条により本規約が変更された後にユーザーが本サイトを利用した場合には、変更後の本規約に承諾したものとみなされます。

<修正案 v3 のポイント>

①1行目を「関して生じる全ての關係 → 関わる一切の關係」に修正。

②条文番号を「第1条→第2条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①以下「●●」といいますを、前文で定義した用語に修正。

②サイトを閲覧・投稿することで、規約に承諾したとみなす条文を追加。

③未成年対応の条文を追加。

④規約変更後のサイト利用は、変更後の規約に承諾したとみなす条文を追加。

⑤7/25 エンレイソウさん指摘の「前条→前項」「個別規定の規定→個別規約の内容」を修正。

<原案 v1>

第1条（適用）

本規約は、ユーザーとchocoと掲示板運営事務局（以下「運営事務局」といいます。）との間の本サイトの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

運営事務局は本サイトに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

<修正案 v3>

第3条（ユーザー登録）

本サイトにおいては、ユーザー登録希望者が本規約に同意の上、運営委員会の定める方法によってユーザー登録を申請し、運営委員会がこの承認をユーザー登録希望者に通知することによって、登録ユーザーとなるものとします。

本サイトへの投稿は、登録ユーザーのみ可能とします。

運営委員会は、ユーザー登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、ユーザー登録の申請を承認しないことがあり、その事由については一切の開示義務を負わないものとします。

1. 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
2. 既にユーザー登録済の個人が、複数のユーザー登録を申請した場合
3. その他、運営委員会が利用登録を相当でないと判断した場合

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第2条→第3条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①投稿が登録ユーザーのみであることを追記。（ゲストユーザーは投稿できないという意味）

②7/28 のこーへいさんの指摘は、原案のままで問題無いと考え、修正反映していません。

こーへいさんの認識通り「開示というのは、申請後に承認をしなかったその理由を、その後本人に通達する義務は負いませんって意味」です。また、7/31 のエンレイソウさんの認識通り「申請者のあなたが、1~3 に当てはまるとしてあなたの登録をダメと言った時に、申請の承認をしない理由を、運営側があなたにお話しする義務は一切ありませんよ」ということです。その事由(←原案の「理由」は誤字でした)は、承認しなかった場合の根拠のことです。早期に見解をお伝えできず、やりとりが長引いてしまったことをお詫びします。

③利用登録→ユーザー登録、運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第2条（利用登録）

本サイトにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、運営事務局の定める方法によって利用登録を申請し、運営事務局がこの承認を登録希望者に通知することによって、利用登録が完了するものとします。

運営事務局は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

1. 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
2. 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
3. その他、運営事務局が利用登録を相当でないと判断した場合

<修正案 v3>

第4条（ユーザーID およびパスワードの管理）

登録ユーザーは、自己の責任において、本サイトのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

登録ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与、もしくは第三者と共用することはできません。ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、運営委員会は一切の責任を負わないものとします。また、ユーザーID 及びパスワードが不正に利用されたことにより、運営委員会に損害が生じた場合、登録ユーザーは当該損害を賠償するものとします。

<修正案 v3 のポイント>

①アカメさん指摘の「ユーザーID は使用しないので削除しては？」は、以下の理由により未反映。

未反映理由＝ログイン情報は登録したメールアドレスとパスワードなので、両方とも適切に管理してもらう必要があるため。

②条文番号を「第3条→第4条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①アカメさん指摘の「ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致して」...の条文を削除

②アカメさん指摘の「不正利用」の条文を追加

③エンレイソウさん指摘の「し」を削除

④ユーザー→登録ユーザー、運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第3条（ユーザーID およびパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本サイトのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。運営事務局は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。

ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

<修正案 v3>

第 5 条（利用料金）

ユーザーは、本サイトを無料で利用することができます。ただし、本サイトの利用にかかる通信料金等は、ユーザーが負担するものとし、運営委員会は責任を負わないものとします。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 4 条→第 5 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①サイト利用に伴う通信料金はユーザー負担である旨を追記。

※アカメさんから不要との指摘がありましたが、他社事例を参考に通信料金の負担も含め、必要と判断しました。

参考：「たまひよ WEB メディア」利用規約～第 2 条

<https://st.benesse.ne.jp/ninshin/content/?id=68748>

参考：ibisPaint サービス利用規約 第 2 条 1 項

<https://ibispaint.com/agreement.jsp?lang=ja>

<原案 v1>

第 4 条（利用料金）

ユーザーは、本サイトを無料で利用することができます。

<修正案 v3>

第6条（禁止事項）

ユーザーは、本サイトの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法律、法令に反する投稿、犯罪行為に結びつく投稿
2. 公序良俗に反する投稿、わいせつ表現、暴力的表現を含む不適切な投稿および他者が不快と感じる投稿
3. 特定の個人、企業、国・地域、**人種、宗教**を差別、誹謗中傷する投稿や第三者の肖像権、プライバシー、人権・人格あるいは名誉・信用などの権利を侵害する投稿
4. 第三者の商標権・著作権その他の権利を侵害する投稿
5. 倫理的観点から問題があると運営**委員会**が判断した投稿
6. 事実と異なると判断される投稿（なりすましを含む）、独断的・断定的表現を含む投稿、必要以上に感情的と判断される投稿および第三者に誤解を与えると運営**委員会**が判断した投稿
7. 本サイト内容に関係しない投稿、本サイトの主旨に反する投稿もしくは本サイトの秩序を乱す投稿
8. **面識のない第三者との出会いや交際等を目的として利用する行為**
9. 自己の商品・店舗・会社の紹介や宣伝など商業目的の投稿
10. 投稿者本人または第三者の個人情報や会社等の機密情報を特定、開示、漏洩するものもしくはそれらを推測できる投稿
11. 政治活動、選挙活動、宗教活動に関する投稿
12. 有害なコンピュータープログラム等を投稿または送信する行為
13. **同一内容のコメント等を意図的に多数投稿する行為**
14. その他、運営**委員会**が不適切と判断する投稿

<修正案 v3 のポイント>

- ①8 項を「**異性→第三者**」に変更、「**や交際**」を追記。
- ②5 項と 6 項の「**運営事務局→運営委員会**」を修正。
- ③条文番号を「**第 5 条→第 6 条**」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

- ①こーへいさん指摘の「**人種、宗教**」を 3 項の差別対象に追記。
- ②こーへいさん指摘の「**出会い目的**」の行為を 8 項に追記。
- ③リクルートの規約を参考に「**同一内容のコメントを多数投稿する**」行為を 14 項に追記。
- ④**運営事務局→運営委員会**の用語修正。

<原案 v1>

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本サイトの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法律、法令に反する投稿、犯罪行為に結びつく投稿
2. 公序良俗に反する投稿、わいせつ表現、暴力的表現を含む不適切な投稿および他者が不快と感じる投稿
3. 特定の個人、企業、国・地域を差別、誹謗中傷する投稿や第三者の肖像権、プライバシー、人権・人格あるいは名誉・信用などの権利を侵害する投稿
4. 第三者の商標権・著作権その他の権利を侵害する投稿
5. 倫理的観点から問題があると運営事務局が判断した投稿
6. 事実と異なると判断される投稿（なりすましを含む）、独断的・断定的表現を含む投稿、必要以上に感情的と判断される投稿および第三者に誤解を与えると運営事務局が判断した投稿

7. 本サイト内容に関係しない投稿、本サイトの主旨に反する投稿もしくは本サイトの秩序を乱す投稿
8. 自己の商品・店舗・会社の紹介や宣伝など商業目的の投稿
9. 投稿者本人または第三者の個人情報や会社等の機密情報を特定、開示、漏洩するものもしくはそれらを推測できる投稿
10. 政治活動、選挙活動、宗教活動に関する投稿
11. 有害なコンピュータープログラム等を投稿または送信する行為
12. その他、運営事務局が不適切と判断する投稿

<修正案 v3>

第7条（本サイトのサービス提供の停止等）

運営委員会は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サイトの全部または一部のサービス提供を停止または中断することができるものとします。

1. 本サイトにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
2. 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サイトのサービス提供が困難となった場合
3. コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
4. その他、運営委員会が本サイトのサービス提供が困難と判断した場合

運営委員会は、本サイトのサービス提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第6条→第7条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①エンレイソウさん指摘の「条文タイトル」の修正

②運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第6条（本サービスの提供の停止等）

運営事務局は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サイトの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

1. 本サイトにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
2. 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サイトのサービス提供が困難となった場合
3. コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
4. その他、運営事務局が本サイトのサービス提供が困難と判断した場合

運営事務局は、本サイトのサービス提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

<修正案 v3>

第8条（著作権）

登録ユーザーは、自ら著作権等の必要な知的財産権を有するか、または必要な権利者の許諾を得た文章、画像や映像等の情報に関してのみ、本サイトを利用し、投稿ないしアップロードすることができるものとします。

登録ユーザーが本サイトを利用して投稿ないしアップロードした文章、画像、映像等の著作権については、当該登録ユーザーやその他既存の権利者に留保されるものとします。ただし、運営委員会は、本サイトを利用して投稿ないしアップロードされた文章、画像、映像等について、本サイトの改良、品質の向上、または不備の是正等に必要な範囲で利用できるものとし、登録ユーザーは、この利用に関して、著作権を行使しないものとします。

前項本文の定めるものを除き、本サイトおよび本サイトに関連する一切の情報についての著作権およびその他の知的財産権はすべて運営委員会または運営委員会にその利用を許諾した権利者に帰属し、登録ユーザーは無断で複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆送信（送信可能化を含みます。）、伝送、配布、出版、営業使用等をしてはならないものとします。

<修正案 v3 のポイント>

- ①無断で複製、譲渡...の主語を、「登録ユーザー→ユーザー」に修正。
- ②条文番号を「第7条→第8条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

- ①エンレイソウさん指摘の「本サービス→本サイト」の修正。
- ②投稿可能なのは登録ユーザーのみなので「ユーザー→登録ユーザー」に修正。
- ③運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第7条（著作権）

ユーザーは、自ら著作権等の必要な知的財産権を有するか、または必要な権利者の許諾を得た文章、画像や映像等の情報に関してのみ、本サービスを利用し、投稿ないしアップロードすることができるものとします。

ユーザーが本サイトを利用して投稿ないしアップロードした文章、画像、映像等の著作権については、当該ユーザーその他既存の権利者に留保されるものとします。ただし、運営事務局は、本サービスを利用して投稿ないしアップロードされた文章、画像、映像等について、本サービスの改良、品質の向上、または不備の是正等に必要な範囲で利用できるものとし、ユーザーは、この利用に関して、著作権を行使しないものとします。

前項本文の定めるものを除き、本サイトおよび本サイトに関連する一切の情報についての著作権およびその他の知的財産権はすべて運営事務局または運営事務局にその利用を許諾した権利者に帰属し、ユーザーは無断で複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆送信（送信可能化を含みます。）、伝送、配布、出版、営業使用等をしてはならないものとします。

<修正案 v3>

第 9 条（利用制限および登録抹消）

運営委員会 は、登録ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、投稿データを削除し、登録ユーザーに対して本サイトの全部もしくは一部の利用を制限する、または登録ユーザーの登録情報を抹消することができるものとします。

1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
2. 運営委員会からの連絡に対し、連絡日の翌日を起算とした 5 日間以内に返答がない場合
3. 本サイトについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
4. その他、運営委員会が本サイトの利用を適当でないと判断した場合

運営委員会 は、本条に基づき運営委員会が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

<修正案 v3 のポイント>

- ①エンレイソウさん指摘の「制限→制限する」に修正。
- ②アカメさん指摘の「登録ユーザーとしての登録→登録ユーザーの登録情報」に修正
- ③4 項「運営事務局→運営委員会」に修正。
- ④条文番号を「第 8 条→第 9 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

- ①アカメさん指摘の「登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合」の条文を削除。
- ②スカイミントさん指摘の「連絡に対し、一定期間返答がない場合」の「一定期間」を明確化する修正。
- ③ユーザー→登録ユーザー、運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 8 条（利用制限および登録抹消）

運営事務局は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、投稿データを削除し、ユーザーに対して本サイトの全部もしくは一部の利用を制限またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。

1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
2. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
3. 運営事務局からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
4. 本サイトについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
5. その他、運営事務局が本サイトの利用を適当でないと判断した場合

運営事務局は、本条に基づき運営事務局が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

<修正案 v3>

第 10 条（退会）

登録ユーザーは、運営委員会の定める退会手続により、本サイトから退会できるものとします。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 9 条→第 10 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①ゲストユーザーは退会の概念は無いので「ユーザー→登録ユーザー」に修正。

②運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 9 条（退会）

ユーザーは、運営事務局の定める退会手続により、本サイトから退会できるものとします。

<修正案 v3>

第 11 条（保証の否認および免責事項）

運営委員会は、本サイトに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。

運営委員会は、本サイトに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。

運営委員会は、本サイトに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 10 条→第 11 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 10 条（保証の否認および免責事項）

運営事務局は、本サイトに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。

運営事務局は、本サイトに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。

運営事務局は、本サイトに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

<修正案 v3>

第 12 条（本サイトのサービス内容の変更等）

運営委員会は、ユーザーに通知することなく、本サイトの内容を変更することができるものとし、ユーザーはこれを承諾するものとします。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 11 条→第 12 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①エンレイソウさん指摘の条文名()内の「本サイトの内容→本サイトのサービス内容」の修正。

②アカメさん指摘の「利用者→ユーザー」の修正。

③運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 11 条（サービス内容の変更等）

運営事務局は、利用者に通知することなく、本サイトの内容を変更することができるものとし、ユーザーはこれを承諾するものとします。

<修正案 v3>

第 13 条（利用規約の改定）

運営委員会は、ユーザーの承諾を得ることなく、いつでも本規約の内容を改定することができるものとし、ユーザーはこれを異議なく承諾するものとします。運営委員会は、本規約を改定するときは、その内容について運営委員会所定の方法によりユーザーに通知します。本規約の改定の効力は、運営委員会が前項により通知を行った時点から生じるものとします。ユーザーは、本規約改定後、本サイトを利用した時点で、改定後の本規約に異議なく同意したものとみなされます。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 12 条→第 13 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

下記①②③を考慮して全面的に修正したため、こーへいさん・エンレイソウさん指摘の部分も削除となりましたので反映していません。

- ①規約変更の条件を削除。(条件に縛られないで改訂できるようにする狙い)
- ②改定の効力開始時期の修正。(事前通知や、効力発生時期の通知を不要にする狙い)
- ③規約改定後のユーザー承諾を追記。(規約改定のたびに都度承諾することを不要にする狙い)
- ④変更→改訂、運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v2>

第 12 条（利用規約の変更）

運営事務局は以下の場合には、ユーザーの個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合するとき。

本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

運営事務局はユーザーに対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

<修正案 v3>

第 14 条（個人情報の利用目的）

個人情報とは、本サイトのユーザー登録申請時に登録されたユーザーのメールアドレス等、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する政省令、ガイドライン等に定義される情報を指します。

運営委員会は、本サイトのアカウント登録において登録されたユーザーのメールアドレスや個人情報を、登録申請されたユーザーの実在確認、及び本サイトの不具合や運営上で必要な情報を登録ユーザーに連絡するために使用します。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 13 条→第 14 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①（ ）内の以下「●●」といいますは、以降の条文で用語の再利用が無いので削除。

②こーへいさん指摘の「申請の削除」は、修正反映していません。理由は、第 2 条に記載のユーザー登録を申請したけど却下されたユーザーも実在確認がされるからです。一方、不具合や運営上で必要な情報の連絡は、登録許可されたユーザーだけにするので登録ユーザーと修正しました。

③ゲストユーザーの IP アドレス等(←違反行為の該当者特定のための情報を含む)は個人情報に該当しない、という認識のため、13 条の対象外としました。

④アカウント→ユーザー、運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 13 条（個人情報の利用目的）

個人情報とは、本サイトのアカウント登録申請時に登録されたユーザーのメールアドレス等、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）及び関連する政省令、ガイドライン等（以下、「法令等」といいます。）に定義される情報を指します。

運営事務局は、本サイトのアカウント登録において登録されたユーザーのメールアドレスや個人情報を、登録申請されたユーザーの実在確認、及び本サイトの不具合や運営上で必要な情報をユーザーに連絡するために使用します。

<修正案 v3>

第 15 条（個人情報の開示）

運営委員会 は、ユーザー本人の同意なく、個人情報の利用目的以外の利用や、第三者にユーザーの個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合、個人情報を開示することがあります。

1. 裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合
2. サイト運営の移管などにより本サイトの運営主体が変更され、サービスの継続のために個人情報を移管する必要があると判断した場合
3. 運営委員会 が、その他の合法的な目的のために、合理的理由に基づき開示することが適切であると判断した場合

<修正案 v3 のポイント>

① 条文番号を「第 14 条→第 15 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

① アカメさん指摘の 3 項の主語を「本サイト→運営委員会」に修正。

② 運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 14 条（個人情報の開示）

運営事務局は、ユーザー本人の同意なく、個人情報の利用目的以外の利用や、第三者にユーザーの個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合、個人情報を開示することがあります。

1. 裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合
2. サイト運営の移管などにより本サイトの運営主体が変更され、サービスの継続のために個人情報を移管する必要があると判断した場合
3. 本サイトが、その他の合法的な目的のために、合理的理由に基づき開示することが適切であると判断した場合

<修正案 v3>

第 16 条（通知または連絡）

ユーザーと運営委員会との間の通知または連絡は、運営委員会の定める方法によって行うものとします。運営委員会は、ユーザーの連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

<修正案 v3 のポイント>

①条文番号を「第 15 条→第 16 条」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

①アカメさん指摘の「変更届け出に関連する部分」を削除し、「ユーザーの」を追記。

②15 条の「ユーザー」は、ゲストユーザーの違反行為時に連絡する場合も想定して、あえて「登録」ユーザーへの修正はしていません。

③運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 15 条（通知または連絡）

ユーザーと運営事務局との間の通知または連絡は、運営事務局の定める方法によって行うものとします。運営事務局は、ユーザーから、運営事務局が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

<修正案 v3>

第 17 条（権利義務の譲渡等の禁止）

登録ユーザーは、~~運営委員会の書面による事前の承諾なく、~~本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡する、または担保に供することはできません。

<修正案 v3 のポイント>

- ①アカメさん指摘の「運営委員会の書面による事前の承諾なく」を削除。
- ②エンレイソウさん指摘の「譲渡し、→譲渡する、」に修正。
- ③条文番号を「第 16 条→第 17 条」に修正。
- ④エンレイソウさん指摘の、条文説明「譲渡→譲渡等」に修正。

<修正案 v2 のポイント>

- ①16 条の主な対象は、投稿に関する著作権と考えています。なので「ユーザー→登録ユーザー」に変更しました。
- ②こーへいさんが質問されていた「書面」ですが、掲示板 CHOCOTTO3 などに相談があった場合に、「運営委員会が返信した投稿」を想定しています。掲示板での投稿も、（口頭ではないので）書面に該当すると考えています。
- ③運営事務局→運営委員会の用語修正。

<原案 v1>

第 16 条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、運営事務局の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

<修正案 v3>

第 18 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては，日本法を準拠法とします。

本**サイトが提供する**サービスに関してユーザーと運営**委員会**の間で紛争が生じた場合には、当該当事者が誠意をもって協議するものとします。

また、協議をしても解決しない場合、**千葉**地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

<修正案 v3 のポイント>

①**条文番号を「第 17 条→第 18 条」に修正。**

<修正案 v2 のポイント>

①**エンレイソウさん指摘の「本サービス」を修正。**

②**アカメさん指摘の「千葉地方裁判所」に修正。**

※あー中の人**は千葉在住なんだ！**ってバレちゃう気がしますが大丈夫でしょうかw

<原案 v1>

第 17 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては，日本法を準拠法とします。

本サービスに関してユーザーと運営事務局の間で紛争が生じた場合には、当該当事者が誠意をもって協議するものとします。

また、協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。